

労働基準広報 2023 No.2135 6/1

CONTENTS

特集 令和5年度 労働保険の年度更新手続等について — 6 7月10日までに申告・納付の手続を

(厚生労働省労働基準局労働保険徴収課)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 22

〈第106回〉管理監督者の問題

タイムカードの打刻や有期雇用という
だけで管理監督者性は否定されない

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●出産育児一時金等の直接支払制度
実施要綱の改正 ————— 34

代理受取額が50万円未満の場合は出産に
要した額と代理受取額の差額を支払う

(編集部)

●労務資料／中小企業の賃金事情
(令和4年版)③ ————— 40

定年時の退職金は大卒1091万8000円

(東京都産業労働局調べ)

●NEWS ————— 1

◆ 労政審「第356回 労働力需給制度部会」にて
検討/来年度から募集時等の明示事項が追加に

◆ 労働政策基本部会 報告書/「変化する時代
の多様な働き方に向けて」を公表

◆ G7 倉敷労働雇用大臣会合/人口動態変化
などを背景に「人への投資」を議論

◆ 有料職業紹介の手数料等の掲示/インター
ネット等での情報提供可能とする対応案

◆ 将来推計人口 (令和5年推計)/寿命延伸
し外国人の入国超過増で人口減少は緩和

●本誌読者アンケート ————— 33

●労働スクランブル 第444回 (飯田康夫) — 46

●わたしの監督雑感 ————— 54

大阪・大阪南労働基準監督署長 堀幸男

●編集室 ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(33ページ)

労務相談室

回答者

社会保険 [業務中に起きたケガを健康保険証使用し受診] 問題は ————— 48 特定社労士・松本雄之

懲戒処分 [懲戒処分の者から弁明の機会がないため無効と申出] 規定ないが無効か — 50 弁護士・山口毅

労働基準法 [管理監督者手当に深夜割増手当を含む旨規定] 深夜割増も不要か — 52 弁護士・田島潤一郎